

事務中級	第12分野 医療費の仕組み
解説	診療報酬制度の変遷
	保健医療の仕組みは既に70年になります。その間に幾多の変遷を経て今日に及んでいます。
	診療報酬制度の変遷(昭和17年までの医師会などとの団体請負方式)
	政府は日本医師会、日本歯科医師会との間の診療契約により、被保険者一人当たりの金額を毎年協議して定める人頭請負方式で、診療報酬は両医師会に一括して支払われました。両医師会は支払いを受けた診療報酬を都道府県毎に配分し、都道府県では診療報酬計算規定(診療報酬点数表は、実質的にこの診療報酬計算規定何回も改訂して出来上がったものです)に基づき、各医師会は個々の医療機関の出来高に応じて配分していました。
	診療報酬制度の変遷(昭和33年まで)
	昭和18年4月、健康保険法の改正により、従前の人頭請負方式を改め、診療報酬を政府が医療機関に直接支払う方法をとることになりました。
	診療報酬制度の変遷(昭和33年以降)
	厚生省は、昭和33年9月、診療報酬を8.5%引き上げ、同時に診療報酬点数表の合理化を行いました。従来、診療報酬点数表を乙表として存続し、合理化した点数表を甲表とし、保健医療機関の自主選択制にするという内容の諮問を中央社会保険医療協議会に行いました。この昭和33年の改正は、一応甲表によって物と技術の分離の理想が実現されたとの評価もありましたが、一方において、一物二価ということもいわれ、非難されることもありましたが、その後改訂を重ねる毎に、甲・乙表の差異はほとんどなくなり、平成6年4月に昭和33年告示の点数表の全部改正を行い、甲乙完全一本化を実現しました。
例題1	日本の健康保険の仕組みは誕生してからおよそ何年経つか
解答	70年
例題2	診療報酬の団体請負方式とは
解答	被保険者一人当たりの金額を毎年協議して定める人頭請負方式で、診療報酬は医師会に一括して支払われ、両医師会は支払いを受けた診療報酬を都道府県毎に配分し、都道府県では診療報酬計算規定に基づき、各医師会は個々の医療機関の出来高に応じて配分していました。
例題3	診療報酬点数表は甲・乙表がある
解答	平成6年4月に昭和33年告示の点数表の全部改正を行い、甲乙完全一本化を実現しました。